広瀬公園

(1) 水泳プール

利用区分	単位	使用料
大人	1人1回	410円
小人	1人1回	100円

備考

- 1. 「大人」とは、満15歳以上の者であって小人以外のものをいう。
- 2. 「小人」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する小学校及び中学校の在学者並びにこれらに準ずるものをいう。

(2) テニスコート

区分		使用料
1面1時間	市民	520円
T 団 T 1社目	市民以外	1,040円

備考: 「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。

(3) 弓道場

区分		使用料
1的1時間	市民	40円
T D 入 T h4月日]	市民以外	90円

備考:「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。

(4) 附帯設備

区分	単位	使用料
テニスコート夜間照明	1面1時間	240円

狩野川リバーサイドパーク

(1) テニスコート

区分		使用料
市民		520円
1面1時間	市民以外	1,040円

備考:「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。

(2) 弓道場

区分		使用料
1的1時間	市民	40円
エロルエト4月日	市民以外	90円

備考:「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。

(3) 附帯設備

区分	単位	使用料	
テニスコート夜間照明	1面1時間	270円	
弓道場夜間照明	1的1時間	50円	

韮山運動公園

(1) 野球場

区分		使用料
午前8時30分~	市民	5,800円
午後0時30分	市民以外	11,600円
午後1時~	市民	5,800円
午後5時	市民以外	11,600円
午前8時30分~	市民	12,320円
午後5時	市民以外	24,650円

備考

- 1. 「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2. 午前8時30分から使用の承認を受けている者が、それ以前に使用しようとする場合の使用料の額は、 使用する時間30分につき、午前8時30分から午後0時30分までの使用料区分欄における1時間当たりの額に 100分の50を乗じて得た額とする。

(2) 多目的広場

		使用料					
区分		午前8時30分~	午後1時~	午後6時~	午前8時30分~	午後1時~	午前8時30分~
		午後0時30分	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後9時
全面を使用する	市民	2,600円	2,600円	1,950円	5,520円	5,200円	8,120円
場合	市民以外	5,200円	5,200円	3,900円	11,050円	10,400円	16,250円
片面を使用する	市民	1,300円	1,300円	970円	2,740円	2,580円	4,040円
場合	市民以外	2,600円	2,600円	1,950円	5,520円	5,200円	8,120円

備考

- 1. 「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2. 午前8時30分から使用の承認を受けている者が、それ以前に使用しようとする場合の使用料の額は、 使用する時間30分につき、午前8時30分から午後0時30分までの使用料区分欄における1時間当たりの額に 100分の50を乗じて得た額とする。

(3) 附帯設備

区分	単位	使用料
多目的広場夜間照明	午後6時~午後9時まで片面	5,620円
多日的丛物仪间架仍	午後6時~午後9時まで両面	11,240円

さつきヶ丘公園

(1) 野球場

区分		使用料
午前8時30分~	市民	3,440円
午後0時30分	市民以外	6,880円
午後1時~	市民	3,440円
午後5時	市民以外	6,880円
午後6時~	市民	2,580円
午後9時	市民以外	5,160円
午前8時30分~	市民	7,310円
午後5時	市民以外	14,620円
午後1時~	市民	6,880円
午後9時	市民以外	13,760円
午前8時30分~	市民	10,750円
午後9時	市民以外	21,500円

備考

- 1. 「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2. 午前8時30分から使用の承認を受けている者が、それ以前に使用しようとする場合の使用料の額は、 使用する時間30分につき、午前8時30分から午後0時30分までの使用料区分欄における1時間当たりの額に 100分の50を乗じて得た額とする。

(2) 陸上競技場

区分		使用料
午前8時30分~	市民	960円
午後0時30分	市民以外	1,920円
午後1時~	市民	960円
午後5時	市民以外	1,920円
午前8時30分~	市民	2,040円
午後5時	市民以外	4,080円

備考

- 1. 「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2. 午前8時30分から使用の承認を受けている者が、それ以前に使用しようとする場合の使用料の額は、 使用する時間30分につき、午前8時30分から午後0時30分までの使用料区分欄における1時間当たりの額に 100分の50を乗じて得た額とする。

(3) キャンプ場

利用区分	単位	使用料	
大人	1人1泊2日	330円	
小人	1人1泊2日	160円	

備考

- 1. 「大人」とは、満15歳以上の者であって小人以外のものをいう。
- 2. 「小人」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する小学校及び中学校の在学者並びにこれらに準ずるものをいう。

(4) 附帯設備

区分	単位	使用料
野球場夜間照明	午後6時から午後9時まで	8,790円

江間公園

(1) テニスコート

区分		使用料	
1面1時間	市民	520円	
	市民以外	1,040円	

備考:「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。

(2) 都市公園の占用に係る使用料

占用物件		単位	使用料
①電柱、変圧塔その他これらに類するもの (支線、支柱及び支線柱を含む。)		1本につき1年	840円
②電線その他これに類する もの	上空に設ける場合	1メートルにつき1年	8円
	地下に設ける場合	1メートルにつき1年	5円
③水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		1メートルにつき1年	90円
④通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する 施設で地下に設けられるもの		1平方メートルにつき1年	620円
⑤橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1平方メートルにつき1年	1,000円
⑥防火用貯水槽、水道施設、下水道施設、河川管理施設 及び変電所で地下に設けられるもの		1平方メートルにつき1年	620円
⑦郵便差出箱又は信書便差出箱		1個につき1年	630円
⑧公衆電話詰所		1個につき1年	1,500円
9標識		1本につき1年	1,200円
⑩天体、気象又は土地観測施設		1平方メートルにつき1年	1,500円
⑪工事用施設及び工事用材料置場		1平方メートルにつき1月	210円
②興行のために設けられる仮設工作物		1 平方メートルにつき 1 日	21円
⑬競技会、展示会、博覧会 類する催しのために設けられ	、祭礼、集会その他これらに 1る仮設工作物	1平方メートルにつき1日	21円
⑭その他の占用物件		①から⑬までの項に準じて市長が定めた額	